

平成 2 5 年

第1回熊本県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

熊本県後期高齢者医療広域連合議会事務局

目 次

1	会議日程	2
2	出席議員	2
3	欠席議員	3
4	説明のため出席した者	3
5	議会事務局職員	3
6	開会	3
7	日程第1 補欠議員の議席の指定	5
8	日程第2 会議録署名議員の指名	5
9	日程第3 会期決定の件	5
10	日程第4 議長の選挙	6
11	日程第5 議案審議	9
12	議第7号	9
13	提案理由の説明	9
14	採決	10
15	議第8号	10
16	提案理由の説明	10
17	質疑、採決	16
18	議第9号、議第10号及び議第11号	16
19	提案理由の説明	17
20	採決	18
21	議第12号	18
22	提案理由の説明	18
23	質疑、採決	20
24	日程第6 一般質問	20
25	閉会	30

会 議 日 程

平成 2 5 年 7 月 3 1 日（水曜日） 午後 2 時 0 0 分開会

- 第 1 補欠議員の議席の指定
第 2 会議録署名議員の指名
第 3 会期決定の件
第 4 議長の選挙
第 5 議案審議
議第 7 号 熊本県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任同意について
議第 8 号 専決処分の報告及び承認について（平成 2 4 年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号））
議第 9 号 専決処分の報告及び承認について（熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正）
議第 1 0 号 専決処分の報告及び承認について（熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正）
議第 1 1 号 専決処分の報告及び承認について（熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更）
議第 1 2 号 熊本県後期高齢者医療広域連合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
第 6 一般質問

○

出席議員（23名）

1 番	齊 藤 聰
2 番	益 田 牧 子
5 番	島 田 稔
6 番	真 野 頼 隆
8 番	池 田 裕 之
9 番	安 田 公 寛
11 番	江 頭 実
14 番	守 田 憲 史
15 番	田 中 則 次
16 番	池 永 幸 生
17 番	松 尾 純 久
19 番	家 入 勲
20 番	小 林 久美子
21 番	北 里 耕 亮
22 番	草 村 大 成

24番	岩	田	重	成
25番	山	本	孝	二
26番	住	永	幸	三郎
27番	藤	井	公	明
28番	森	本	完	一
29番	橋	爪	和	彦
30番	大	石	長	一郎
31番	松	本	佳	久

○

欠席議員（8名）

3番	福	島	和	敏
4番	田	中	信	孝
7番	高	寄	哲	哉
10番	中	嶋	憲	正
12番	杉	本	信	一
13番	川	端	祐	樹
18番	坂	梨	豊	昭
32番	横	谷		巡

○

説明のため出席した者

広域連合長	幸	山	政	史
副広域連合長	荒	木	泰	臣
事務局長	北	岡	祥	宏
事務局次長	西	田	修	一
総務課長	高	取	直	樹
事業課長	井	上	茂	博

○

議会事務局職員

議会事務局長	松	下	典	生
書記	村	上	真	奈美
書記	藤	本	祐	輔

○

午後2時00分開会

○

○松下典生 議会事務局長

議会事務局長の松下でございます。

本臨時会につきましては、津田征士郎議長が本年４月１１日付で議員を辞職され、現在、議長が空席となっておりますので、地方自治法第１０６条第１項の規定により、藤井公明副議長に議長の職務をお願いしたいと思います。藤井副議長、よろしくお願いいたします。

○
(藤井公明議員 登壇)

○藤井公明 副議長

ただいま御紹介をいただきました藤井公明でございます。よろしくお願いいたします。

地方自治法第１０６条第１項の規定により、議長の職務を務めさせていただきます。議員の皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。

○藤井公明 副議長

ただいまの出席議員は２３名でございます。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成２５年第１回熊本県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。お手元に議案の正誤表が提出されておりますので、御了承願います。

開会に先立ち、幸山連合長から発言の申し出がっておりますのでこれを許可します。

○幸山政史 広域連合長

議長。

○藤井公明 副議長

幸山連合長。

○
(幸山政史広域連合長 登壇)

○幸山政史 広域連合長

熊本県後期高齢者医療広域連合議会臨時会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

平成２５年第１回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙中にもかかわらず御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日は、新しい議長の選任などをお願いいたしますために、緊急にお集まりいただくことになりましたが、議長の選任のほか、御提案いたしました議案といたしまして、熊本県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任同意、専決処分の報告及び承認４件、熊本県後期高齢者医療広域連合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の審議をお願いするものであります。提案の趣旨及び内容につきましては、後ほど御説明申し上げたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、後期高齢者医療制度を取り巻きます最近の状況であります。現在、国におきましては、社会保障制度改革国民会議を設置しておりまして、昨年１１月から広く有識者に

よる審議を重ねているところであります。その審議におきまして、医療・介護分野でも一定の議論の整理はなされておりますけれども、注目しておりました後期高齢者医療制度のあり方につきましては、いまだ具体的な方向性というものは示されておられません。今後、国民会議の意見を受けまして、国において後期高齢者医療制度の具体的な方向性が示されていくことになるかと存じますが、当広域連合といたしましては、県内の高齢者の方々が安心して安定した医療給付を受けることができますよう、そして、よりよい制度が確立されますよう、十分に国の動向を注視してまいりますとともに、必要に応じまして全国広域連合協議会などを通じまして、国に意見や要望を行ってまいりたいと考えております。

最後になりましたが、広域連合長といたしまして、今後とも県下の45市町村及び県と連携をいたしまして、医療保険制度の円滑な運営が図られますよう努めてまいりますので、議員の皆様の一層の御理解・御協力を賜りますよう、心からお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私の御挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくお願い申し上げます。（拍手）

（幸山政史広域連合長 着席）

○

○藤井公明 副議長

ここで、諸般の報告を申し上げます。

津田征士郎議員から、平成25年4月11日付、泉田洋一議員から、平成25年7月11日付で辞職願が提出され、これを許可しましたので、会議規則第83条及び84条の規定によりまして、報告申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。

○

第1 補欠議員の議席の指定

○藤井公明 副議長

これより、日程第1、「補欠議員の議席の指定」を行います。

会議規則第4条第2項の規定により、今回、当選されました、齊藤聰議員の議席は1番に、中嶋憲正議員の議席は10番に、江頭実議員の議席は11番に、守田憲史議員の議席は14番に、家入勲議員の議席は19番に指定いたします。

○

第2 会議録署名議員の指名

○藤井公明 副議長

次に、日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長が指名するようになっております。11番、江頭実議員、19番、家入勲議員を指名いたします。

○

第3 会期決定の件

○藤井公明 副議長

次に、日程第3、「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日１日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○藤井公明 副議長

異議なしと認めます。よって、会期は本日１日限りに決定いたしました。

○

第４ 議長の選挙

○藤井公明 副議長

次に、日程第４、「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○藤井公明 副議長

異議なしと認めます。（「異議ありますよ」の声あり）異議ある、（「はい」の声あり）そうですか。異議がありますので、選挙の方法につきましては、投票で行うことといたします。

これより、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○藤井公明 副議長

選挙は投票で行います。

ただいまの出席議員は２３名でございます。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第３１条第２項の規定により、２１番、北里耕亮議員、２２番、草村大成議員を指名します。

それでは、投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○藤井公明 副議長

投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」の声）

○藤井公明 副議長

配付漏れなしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名で行います。投票用紙に被選挙人の氏名を自席で御記載願います。

投票箱を点検させます。北里耕亮議員、草村大成議員、投票箱の点検を願います。

(投票箱点検)

○藤井公明 副議長

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

これより、議会事務局長が、議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。点呼を命じます。

(事務局長点呼・議員投票)

2 1 番 北里耕亮 議員
1 番 齊藤 聡 議員
5 番 島田 稔 議員
8 番 池田裕之 議員
1 1 番 江頭 実 議員
1 5 番 田中則次 議員
1 7 番 松尾純久 議員
2 0 番 小林久美子議員
2 5 番 山本孝二 議員
2 8 番 森本完一 議員
3 0 番 大石長一郎議員
2 7 番 藤井公明 議員

○

2 2 番 草村大成 議員
2 番 益田牧子 議員
6 番 真野頼隆 議員
9 番 安田公寛 議員
1 4 番 守田憲史 議員
1 6 番 池永幸生 議員
1 9 番 家入 勲 議員
2 4 番 岩田重成 議員
2 6 番 住永幸三郎議員
2 9 番 橋爪和彦 議員
3 1 番 松本佳久 議員

○

○藤井公明 副議長

投票漏れはございませんか。

(「なし」の声)

○藤井公明 副議長

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

それでは、これより開票を行います。北里耕亮議員、草村大成議員、開票の立ち会いを願います。

(開票)

○藤井公明 副議長

開票の結果を議会事務局長に報告させます。

○松下典生 議会事務局長

それでは、選挙の結果を御報告いたします。

投票総数 23 票、有効投票 23 票、無効投票 0 票。有効投票中、齊藤聡議員 20 票、益田牧子議員 2 票、松尾純久議員 1 票、以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は 6 票であります。

○藤井公明 副議長

ただいま報告のとおり、齊藤聡議員が熊本県後期高齢者医療広域連合議会議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(閉鎖解除)

○藤井公明 副議長

ただいま熊本県後期高齢者医療広域連合議会議長に当選されました齊藤聡議員が議場におられます。会議規則第 32 条第 2 項の規定により、議長に当選されましたことを告知いたします。

齊藤議長に御挨拶をお願いします。

(齊藤 聡議長 登壇)

○齊藤 聡 議員

皆さん、こんにちは。ただいま議長に選任をいただきました熊本市議会議長の齊藤聡でございます。

議長の要職に御選任をいただきましたことは、まことに光栄でありますとともに、少子高齢化社会の進展や医療費の増加など、後期高齢者医療制度を取り巻く現状や課題を考えますと、その責任の重大さに身の引き締まる思いでございます。

先ほどの幸山連合長の御挨拶にもありましたとおり、後期高齢者医療制度につきましては、現在、国が設置する社会保障制度改革国民会議において、広く審議が重ねられておりますが、いまだ具体的な形は見えていないのが現状であります。

言うまでもなく、医療保険制度は住民の健康と命にかかわる重要かつ基本的な事項であ

りますので、当議会といたしましても高齢者の方々を初め、制度の対象となる方々の負託に応えられるよう、その使命を十分果たしていくことが求められております。

今後、公正かつ円滑な議会運営に努めてまいりますので、議員の皆さんにおかれましては、何とぞ御指導・御鞭撻を賜りますよう、心からお願い申し上げまして、議長就任の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

（齊藤 聡議長 着席）

○ _____ ○ _____
○藤井公明 副議長

これで、私の職務を終了いたしましたので、議長を交代いたします。齊藤議長、議長席にお着きください。

（藤井公明副議長 議長席を降りる）

_____ ○ _____
第5 議案審議

○齊藤 聡 議長

それではこれより、日程第5、「議案審議」を行いたいと思います。

議第7号「熊本県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任同意について」を議題といたします。

本件について、提案理由を求めます。

_____ ○ _____
○幸山政史 広域連合長

議長。

_____ ○ _____
○齊藤 聡 議長

幸山連合長。

_____ ○ _____
（幸山政史広域連合長 登壇）

○幸山政史 広域連合長

議第7号について、御説明いたします。

本件は、識見を有する者の中から選任される監査委員土森武典氏の退職に伴い、熊本県後期高齢者医療広域連合規約第16条第2項の規定に基づき、新たに宮田政道氏を選任しようとするものであります。

宮田氏は、昭和24年生まれで、広島大学政経学部を卒業後、昭和48年に熊本県に採用され、熊本県会計管理者兼出納局長の要職を務められ、退職後は、本年3月まで熊本県国民健康保険団体連合会常務理事に就任されておられました。

宮田氏は人格が高潔で、広域連合の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し、すぐれた識見を求められる監査委員として適任であると考え、選任同意をお願いする次第であります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

(幸山政史広域連合長 着席)

○

○齊藤 聡 議長

本件については、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより、議第7号を採決いたします。

議第7号については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○齊藤 聡 議長

異議なしと認めます。よって、議第7号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、議第8号「専決処分の報告及び承認について（平成24年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号））」を議題といたします。

本件について、提案理由を求めます。

○

○幸山政史 広域連合長

議長。

○

○齊藤 聡 議長

幸山連合長。

○

(幸山政史広域連合長 登壇)

○幸山政史 広域連合長

議第8号について、御説明いたします。

本件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成24年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について、専決処分により定めましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、広域連合議会に報告し、その承認をお願いするものであります。

今回の補正予算は、平成24年度の療養給付費等の財源である国・県支出金、支払基金交付金の交付決定及び決算見込み額に基づき、歳入歳出予算を補正するものであります。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,245,330,000円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ259,736,737,000円とするものであります。

御承認のほど、よろしくお願い申し上げます。

(幸山政史広域連合長 着席)

○

○齊藤 聡 議長

これより、議第8号について質疑に入ります。

質疑の通告がっておりますので発言を許します。

なお、発言時間は1人5分以内でありますので、さよう御承知願います。

_____ ○ _____

○小林久美子 議員

議長。

_____ ○ _____

○齊藤 聡 議長

小林久美子議員。

_____ ○ _____

(小林久美子議員 登壇)

○小林久美子 議員

菊陽町の町会議員の小林久美子です。議第8号平成24年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について、質問をいたします。

今度の補正予算では、議案6ページと7ページの歳出の中で、保険給付費が8,502,764,000円減額になっています。これは、予算の256,685,026,000円から見ましても、非常に保険給付費の額が多額に上っています。このように多額になった理由がどこにあるのかについて、まず、お尋ねをします。

(小林久美子議員 着席)

_____ ○ _____

○北岡祥宏 事務局長

議長。

_____ ○ _____

○齊藤 聡 議長

北岡事務局長。

_____ ○ _____

(北岡祥宏事務局長 登壇)

○北岡祥宏 事務局長

それでは、保険給付費減額の原因について、お答えをいたします。

保険給付費の減額の原因につきましては、当初予算の段階では1人当たりの保険給付費の伸び率を2.56%と見込んでおりましたが、3月補正の時点では、見込みより1.7%低い0.8%であったことによるものと考えております。

これは、保険給付費の約5割を占める医科入院におきまして、件数、保険給付費等において低い伸び率であったことが、全体に大きな影響を与えていると考えております。

(北岡祥宏事務局長 着席)

_____ ○ _____

○小林久美子 議員

議長。

○

○齊藤 聡 議長

小林久美子議員。

○

(小林久美子議員 登壇)

○小林久美子 議員

保険給付費の伸び率が1.74%下がったという説明だったんですけれども、この全体の約256,600,000,000円の中で、8,500,000,000円というのは非常に大きい額なので、給付費の伸びが毎年このくらいの計画になっているのか、それとも今年度は特別なのか。また、2012年度、2013年度は、2年間で総額1,000,000,000,000円の保険料の引き上げが行われており、共産党の先輩議員は反対をされているんですけれども、給付費がこれだけ多いという見込みで、実際は、今お話がありましたように、8,500,000,000,000円も減額をしないといけないという中で、その見込みそのものが多大だったのかという疑念を持つんですけれども、その点について、どういうふうに捉えられているのかということをお尋ねします。

また、予算の中で、保険給付費の見込みは何を根拠に試算をされているのか、その点についてもお尋ねをしたいと思います。

それと、その減額をした中で、予備費に4,257,154,000円回っていきまして、予備費が8,077,783,000円。非常にこれは多額になっています。他の広域連合を少し調べてみますと、こんなに多額の予備費を持っているところは、私が調べたところではありませんでした。この予備費は、実際、今の時点で8,000,000,000円を超えている訳で、どういうふうに今後活用されるのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

(小林久美子議員 着席)

○

○北岡祥宏 事務局長

議長。

○

○齊藤 聡 議長

北岡事務局長。

○

(北岡祥宏事務局長 登壇)

○北岡祥宏 事務局長

何点か御質問がございましたけども、まずは保険給付費の見込みの根拠について、御説明をさせていただきます。

当初予算の編成に当たりましては、各市町村より報告いただいた次年度の年齢到達者見

込み数や死亡者数の推計値によりまして、年間の平均被保険者数を求め、これに平成18年度から22年度までの平均伸び率をもとに算出した1人当たり給付費見込み額を乗じまして、年間の保険給付費等を見込んでいるものでございます。24年度が特別かどうかというような御質問もございましたけども、見込みよりかなり低かったというのは事実でございます。

それから、予備費に多額の金額が回っている点につきまして、どのように使うのかという御質問につきましては、これにつきましては、使えるものにつきましては、次年度以降の保険料の料率改定がございましたけれども、抑制に使いたいと考えております。

(北岡祥宏事務局長 着席)

○**小林久美子 議員**

議長。

○**齊藤 聡 議長**

小林久美子議員。

(小林久美子議員 登壇)

○**小林久美子 議員**

私が問題にしたいのは、要するに、その8,000,000,000円という多額のその見込み違いという、見込み違いといいますか、その見込みが多かったというだけの答弁で本当に済まされていいのだろうかと思います。その、いろいろ市町村から上がってきたのをどんなふうにすればそんな多額の、減額じゃない、こう、リアルな数字に持っていくかというところでは、今年度が特別だったのか、それともほかの要因があってもう少し検討しないといけないのかとか、そういうところでは今の答弁でちょっと納得できませんので、その辺の原因と今後どういうふうに対応するかについてお答えをお願いします。

(小林久美子議員 着席)

○**北岡祥宏 事務局長**

議長。

○**齊藤 聡 議長**

北岡事務局長。

(北岡祥宏事務局長 登壇)

○**北岡祥宏 事務局長**

今年度の1人当たりの保険給付費等の予備費につきましては、九州各県におきましてもかなり低い数字になっております。これは、予想をかなり下回っているものと考えております。その点につきましては、次回の料率改定に向けましても、かなり、どういうことが

(北岡祥宏事務局長 着席)

小林久美子議員の質疑は終了いたしました。

議長。

益田牧子議員。

(益田牧子議員 着席)

議長。

北岡事務局長。

(北岡祥宏事務局長 着席)

なお、延滞金の徴収は条例に基づくものではありませんが、その実施に当たりましては、未納となっている方々の御事情を十分に考慮するなど、機械的に徴収することがないように心がけていただいているところでございます。

○益田牧子 議員
議長。

ただいま御答弁の中で、45市町村の中で、延滞金も取っているところが17自治体、総額では690,000円ということでありますけれども、一方では徴収をしていない自治体も熊本市を初め、7市15町6村ということで、28自治体になっております。それぞれの条例の中で規定をするということもあるわけですが、こういう状況も踏まえて、同じ後期高齢者医療の保険料ということもありますので、やはり所得状況は把握をしていないということでありましたけれども、普通徴収の場合は低い年金、無年金という方が大変多いのではないかと思います。そういう状況になっておりますので、今、徴収をされている自治体におきましても、やはり延滞金の徴収を中止する、そういう具体的な対応を求めていると思います。

期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定)」について、議第１０号「専決処分の報告及び承認について（熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定）」について及び議第１１号「専決処分の報告及び承認について（熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更）」についてを一括して議題といたします。

議第９号、議第１０号及び議第１１号について、提案理由の説明を求めます。

○幸山政史 広域連合長

議長。

○齊藤 聡 議長

幸山連合長。

（幸山政史広域連合長 登壇）

○幸山政史 広域連合長

議第９号、１０号及び議第１１号について、御説明いたします。

まず、議第９号は、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、専決処分により定めましたので、広域連合議会に報告し、その承認をお願いするものであります。

改正内容は、高齢者の医療の確保に関する法律第１０４条第２項の規定に基づき、保険料軽減措置を平成２５年度も引き続き実施するため、所要の改正を行ったものであります。

次に、議第１０号は、後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について、専決処分により定めましたので、広域連合議会に報告し、その承認をお願いするものであります。

改正内容は、平成２５年度に実施される保険料軽減措置に対応するための財源として、国から交付される交付金を、後期高齢者医療制度臨時特例基金に造成するため、所要の改正を行ったものであります。

続きまして、議第１１号について、御説明いたします。

本件は、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について、専決処分により定めましたので、広域連合議会に報告し、その承認をお願いするものであります。

本年３月３１日をもって、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体のうち、益城町及び御船町中小学校組合及び川辺川総合土地改良事業組合が解散することに伴い、規約から当該２組合を削除するに当たりまして、当該事務組合規約の一部変更について、構成団体である本広域連合の同文議決が必要となり、２月２１日付で専決したものであります。

御承認のほど、よろしくお願い申し上げます。

（幸山政史広域連合長 着席）

議第 9 号、議第 10 号及び議第 11 号については、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決をいたします。

議第 9 号、議第 10 号及び議第 11 号については、原案のとおり承認することに御異議
ございませんか。

(「異議なし」の声)

○齊藤 聰 議長

異議なしと認めます。よって、議第 9 号、議第 10 号及び議第 11 号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、議第１２号「熊本県後期高齢者医療広域連合一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○幸山政史 広域連合長

議長。

○齊藤 聰 議長

幸山連合長。

(幸山政史広域連合長 登壇)

○幸山政史 広域連合長

議第12号について、御説明いたします。

本件は、広域連合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正をお願いするものであります。

改正の内容は、人事院勧告及び県人事委員会の勧告を踏まえ、県の給与条例が改正されたことに準じまして、本広域連合における自宅に係る住居手当の廃止、1時間当たりの給与額の算出方法の見直し及び規定の整備を図るため、所要の改正を行うものであります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

(幸山政史広域連合長 着席)

○齊藤 聰 議長

これより議第12号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

なお、発言時間は5分以内でありますので、さよう御承知願います。

○益田牧子 議員

議長。

○

○齊藤 聡 議長

益田牧子議員。

○

(益田牧子議員 登壇)

○益田牧子 議員

国の要請によりまして、県下自治体における職員給与削減条例というのが6月議会で審議をされました。私どもの熊本市議会におきましても、私ども日本共産党は、これは自治権を侵害しており、また景気対策にも反するというので反対した訳ですけれども、可決をされております。しかし、御存じのとおり、多良木町議会、八代、菊池市議会においては否決ということになっております。

本広域連合の職員に関しましては、それぞれの自治体の条例によるということでありますけれども、附則の第3項の管理職手当につきましては、10%の減額措置が提案をされております。その目的と影響額につきまして、お尋ねをいたします。

(益田牧子議員 着席)

○

○北岡祥宏 事務局長

議長。

○

○齊藤 聡 議長

北岡事務局長。

○

(北岡祥宏事務局長 登壇)

○北岡祥宏 事務局長

給与条例改正に関する2点の質問にお答えいたします。

まず、県下自治体における職員給与削減の状況につきまして、給与改正案を提案した市町村が37市町村、うち否決されたところが3市町村と伺っております。8市町村におきましては、ラスパイレス指数が100を下回っているという理由から提案がされていないという状況でございます。

条例の実施による削減額についてであります。本広域連合では8月1日から減額を行いますので、来年3月までの8カ月間の削減額合計は233,120円となります。

目的についてのお尋ねでございますが、今般の給与減額は、東日本大震災支援に係る国の要請に応じるものでございます。市町村により、その対応の差はございますが、本広域連合といたしましては、県からの通知に基づき適切に実施し、市町村職員等と同等の負担をすべきであると判断したものでございます。

(北岡祥宏事務局長 着席)

議長。

益田牧子議員。

(益田牧子議員 登壇)

○益田牧子 議員

御答弁いただきましたように、４つの自治体で否決と、８自治体においては提案なしということでありました。金額については、２３３，１２０円ということではあるわけですが、やはり今回の提案というのは、兵糧攻めというか、地方交付税を減額をして、それに従わせるという意味で、地方分権を踏みにじる条例の提案ではないかということで、私どもといたしましては賛同できないという意見を述べまして、質疑いたします。

(益田牧子議員 着席)

○齊藤 聰 議長

益田牧子議員の質疑は終了いたしました。

以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これより、議第12号について採決をいたします。この採決は起立によって行います。

議第 12 号について、原案のとおり決することに賛成の議員は御起立をお願いいたします。

(起立者多数)

○齊藤 聰 議長

起立多数と認めます。よって、議第12号は原案のとおり可決をされました。

第6 一般質問

○齊藤 聰 議長

次に、日程第6、「一般質問」を行います。

お手元に配付をしております一般質問通告書のとおり、２番、益田牧子議員、２０番、小林久美子議員より一般質問の通告がありましたので、発言を許します。

なお、発言時間は1人10分以内でありますので、さよう御承知願います。

○益田牧子 議員

議長。

○齊藤 聰 議長

益田牧子議員。

○

(益田牧子議員 登壇)

○益田牧子 議員

この一般質問は何回も取り上げている事項ではありますが、ぜひ改善をしてもらいたいと思っております件に絞りまして質問をいたします。

第1、1つ目は、短期保険証の発行中止についてです。改めて、この目的と効果は何であるのかということを問いたいと思います。

さきも、一般質問の中で連合長は、保険料負担の公平性を維持して、窓口での納付相談の機会を確保するために交付をしているというふうにおっしゃっております。また、効果についても、収納率の向上に一定の効果があるものと推測をするとところと表現をされております。保険料滞納者の所得状況については、先ほどの質疑でいたしましたけれども、把握はされていないということになっております。それでは、納付相談の結果などはきちんと把握をされているのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

第2番目ですけれども、本県におきましては、3カ月という短い期間の短期保険証が発行されております。この発行経費についてお尋ねをいたします。

私どもの熊本市におきましては、国保について事務の簡素化という点で、これまで発行しておりました3カ月証をなくしまして、6カ月という期間の短期証に統一しましたけれども、保険料率は低下をいたしておりません。後期高齢者医療につきましても、大変有病率の高い年齢層でもありますし、経費削減の立場からも、大変、私は、全国でも最短という、一律のこの3カ月の短期証発行というのは中止をするべきだと思います。

第3点目ですけれども、これはペナルティー的な発行になっているのではないかということです。本年5月の時点で見ますと、発行0というところが11町村、一方では、熊本市におきましては400件近く、大変これは多くなっております。熊本県の広域連合は、九州・沖縄で見ましても滞納者に対する短期保険証の発行率というのが一番高くなっております。全国で見ましてもこの発行率というのが、一、二を争う高さとなっております。

宮崎県におきましては、去年は発行ゼロということになっております。それでも、ほぼ100%近い収納率になっております。交付規則の中では、例外規定が掲げられておまして、保険料の納付相談に応じている者、分納誓約を行い履行している者、特別な事情により保険料を納付することができないと認められる者ということで、特別な事情の中でも災難や病気・負傷、事業による損失、失業などにより収入の減少などが上げられております。これは、私は常識的な血の通う対応ではないかと思っております。熊本県におきましても、高齢者の所得、暮らしの実態に合わせて要綱を見直し、機械的な発行をやめるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。お尋ねをいたします。

(益田牧子議員 着席)

○

○幸山政史 広域連合長

議長。

○

○齊藤 聡 議長

幸山連合長。

○

(幸山政史広域連合長 登壇)

○幸山政史 広域連合長

それでは、短期被保険者証の発行に関する事で、3点お尋ねがございましたので、順次お答えをさせていただきます。

まず、短期保険証の発行の目的とその効果についてでありますけれども、後期高齢者医療制度の安定的な運営の継続及び被保険者間の負担の公平性の確保、この観点から保険料滞納の被保険者との納付相談の機会を確保することを目的といたしまして、短期被保険者証を発行していること、まあ、これまでも申し上げてきたとおりでございます。

その効果でございますけれども、短期証の発行件数は平成24年8月時点で1,684件でありましたものが、平成25年5月時点では693件へと大幅に減少しているところでもありまして、このことから、短期証の交付によりまして納付相談の機会が確保され、ひいては滞納額の減少につながったものと考えられます。

また、収納率の面から申し上げますと、短期証の交付をしていない平成20年度と比しまして、交付を開始いたしました平成21年度以降でございますが、年々上昇しているということからも、やはり一定の効果が上がっているものと考えております。

続きまして、3カ月及び6カ月保険証発行経費についてのお尋ねでございますけれども、6カ月証といたしました場合は、その被保険者証の印刷用紙代及び郵送料等の違いで年間約16万円程度の減少となる見込みでございます。

最後、3点目は、ペナルティー的なあるいは機械的な発行の中止というお尋ねでございますけれども、短期証の発行に当たりましては、広域連合で抽出いたしました対象者データをもとにいたしまして、市町村では納付相談を実施していただいております。

納付相談におきましては、対象者の方々、それぞれの御事情に十分配慮しながら行いますとともに、短期証は納付相談を引き続き行う必要がある方々に対しまして発行を行っているものでありまして、決してペナルティー的な意味合いで発行しているものでもなく、また、機械的に発行しているものではないということにつきまして、御理解をいただければと存じます。

(幸山政史広域連合長 着席)

○

○益田牧子 議員

議長。

○

○齊藤 聰 議長

益田牧子議員。

○

(益田牧子議員 登壇)

○益田牧子 議員

御答弁をいただいたわけですが、大変、冷たい答弁ではないかなと思っております。収納率が向上しているとか、ペナルティーではないということをおっしゃるわけですが、それならばなぜ3カ月なのかという点での検証をされていないのではないかと思います。国保などで見ておきましても、収納率というのは保険料と比例をするということになっております。大変この納付相談の機会をふやすということもおっしゃっているわけですが、大変、私どもの足元ではありますけれども、発行数の多い熊本市、八代市、天草市におきましては、やはりこの面談をしたならば、どういう状況であるのかということの把握をして、その結果などにつきましても、次の決算議会でも御報告をいただきたいと思っております。

先ほど御紹介いたしましたように、宮崎県におきましては、保険証も3年間有効ということで、短期保険証を発行しているのは、今年度は5つの自治体にとどまり、本年は10件ということになっております。それでも収納率は変わらないということもあるわけですから、160,000円の減少というだけではなく、やはり当時者の立場に立って、熊本県におきます、大変短い3カ月証の発行ということについては、改善を強く要望しておきたいと思っております。

また、2点目といたしまして、健診率の問題、この向上対策についてお尋ねをしております。

この健診費用の無料化につきましては、これも何度も質問してまいりましたけれども、答弁は受益者負担ということの一点張りになっております。実態は、このようにお金を取っているという県は、熊本県が800円、福岡県500円と、九州・沖縄については無料化ということが実態になっております。答弁では、啓発チラシを送付するということになっているわけですが、昨年度実績を見ましても大変低い、全国でも最低状況の受診率になっております。今年度からの年金の引き下げなども実施をされる中で、先ほど質疑がありましたように、8,000,000,000円の予備費ということもあります。3,000,000円余りでできる健診の無料化をするということで、全国最低レベルの受診率向上ということに取り組むべきではないかと思っております。

第2ですけれども、熊本市の場合は、74歳までの特定健診については受診券が発行されているわけですが、75歳以上は発行されておられません。この問題では、ぜひ改善を申し入れるということもありましたので、その徹底についてお尋ねをいたします。

それと次に、肺炎球菌ワクチンについての実施につきまして、お尋ねをいたします。

本年度からモデル事業として実施をされております。さきの議会におきましても、連合長は、厚労省もこのワクチン接種というのは肺炎球菌による肺炎の重症度及び死亡率の低下に効果があると、疾病の影響、医療経済面から評価、高齢者に対して接種を促進してい

くことが望ましいと、その効果を認めた表現をされております。九州・沖縄の広域連合におきましても、福岡・佐賀・大分・沖縄に続きまして、本年度から宮崎県が実施をされております。このワクチンは5年間持続をいたします。ぜひとも来年度につきましてはモデル事業ではなくて、全市町村での実施を行うべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

また、県下の国保制度におきましては、低所得者への医療費減免制度が実施をされております。75歳以上の後期高齢者におきましても、要綱は確かに策定されているようですが、費用はゼロということになっております。医療機関や被保険者への周知を行うべきではないでしょうか。

以上、3項目について、お尋ねをいたします。

(益田牧子議員 着席)

○

○
○幸山政史 広域連合長
議長。

○

○
○齊藤 聡 議長
幸山連合長。

○

○
(幸山政史広域連合長 登壇)

○幸山政史 広域連合長

数点お尋ねがございましたので、順次お答えをさせていただきます。

まず、健診受診率向上対策についてでございますけれども、健康診査の自己負担につきましては、御承知のとおり、制度開始当初から受益者負担の原則から検査費用の約1割程度といたしまして、一律800円の御負担をいただいているところでございます。このことにつきましては、医療機関におきまして健康診査と同等の検査を受診された方でございますとか、あるいは健康診査を受診されない方との公平性も考慮いたしておりまして、健康診査を受診される方につきましても、一定の自己負担は必要であると考えておりますことから、現時点におきまして、無料化についての取り組みは行っていないものでございます。

次に、受診券の発行の徹底についてでございますけれども、受診券の発行に関しましては、特定健診との兼ね合いなど、それぞれの市町村の実情もございまして、その送付の方法などにつきましても、一層の受診率の向上につながりますよう、引き続き市町村と協議を行ってまいりたいと考えております。

また、受診率向上対策といたしましては、受診率向上計画に基づきまして、毎年健康診査の受診啓発チラシを作成いたしまして、7月の被保険者証の更新時期に新しい被保険者証と一緒に送付いたしておりますとともに、受診率の低い市町村に出向きまして、現状把握や健診機会の拡充などについて市町村と協議を行い、受診率の向上を図っているところでございます。

続きまして、肺炎球菌ワクチンの全県的な実施について、お答えをいたします。

本年度は事業初年度ということもございまして、市町村への補助事業とモデル事業をあわせまして、19市町村で実施をいたしておりまして、8月1日以降の接種を助成対象といたしております。今後は、接種率及び費用あるいは課題などの把握を行いながら、拡充につきましても検討を行ってまいりたいと考えております。

なお、本事業と並行いたしまして、肺炎球菌ワクチンの早期の定期予防接種化につきましても、これは引き続き国に対して要望を行っていきたいと考えております。

お尋ねの最後の減免制度の実施についての質問にお答えをさせていただきます。

本広域連合におきましても、制度発足当初から県下の市町村国保の減免制度と同様の一部負担金の減額、免除及び徴収猶予取り扱い要綱を定めているところでございますが、これまでに減免などを適用した実績はございません。今後とも一部負担金のみならず、保険料の減免制度も含めまして、その周知に努めながら適正な制度の運営を図っていききたいと考えております。

(幸山政史広域連合長 着席)

○益田牧子 議員

議長。

○齊藤 聡 議長

益田牧子議員。

(益田牧子議員 登壇)

○益田牧子 議員

御答弁いただいたわけですが、ほかのところでできて、熊本県広域連合で無料化できない訳はないと思っております。宇土市におきましては、昨年から特定健診の無料化をされまして7%アップということもあります。負担の公平というよりも、やはり高齢者の健康を守るという観点でぜひ改善をしていただきたいと思います。肺炎球菌ワクチンにつきましては、ぜひ、その効果もあるわけですから、改善、全圏での実施について、強く要望しております。

また、政府の社会保障国民会議については、先ほど……

○齊藤 聡 議長

益田牧子議員、時間です。

○益田牧子 議員

連合長のほうから発言もありましたので、ぜひ熊本県から意見を述べていただきますことを要望して終わります。

(益田牧子議員 着席)

次に、小林久美子議員の質問を許します。挙手をお願いいたします。

議長。

小林久美子議員。

また、今、私たちがよく聞きますのは、年金はだんだん引き下げられる中で、この後期高齢者の保険料というのは、年金から既に天引きをされて、本当に生活が苦しいという声

これだけの予備費というのがあれば十分保険料を上げなくてもやっていけると思います
が、広域連合長の見解をお尋ねします。

また、先ほど御指摘もございましたように、まだまだ分析が必要だというふうに考えて

(幸山政史広域連合長 着席)

議長。

小林久美子議員。

(小林久美子議員 着席)

議長。

幸山連合長。

– 28 –

以上であります。

議長。

小林久美子議員。

○

以上です。

小林久美子議員の質問は終わりました。

以上で、一般質問は終了いたしました。

お諮りをいたします。本臨時会において議決されました案件については、その条項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第41条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

御異議なしと認めます。よって、本臨時会において議決された案件の整理につきましては、これを議長に委任することに決定をいたしました。

以上で、本臨時会に付議されました案件は全て終了いたしました。大変長い時間御審議をいただきましてありがとうございました。これにて閉会をいたします。ありがとうございました。

午後 3 時 18 分閉会

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議長 齊 藤 聰

熊本県後期高齢者医療広域連合議会副議長 藤 井 公 明

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員 江 頭 実

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員 家 入 勲